

農林水産省補助事業

韓国 遺伝子組換え食品等の表示基準 Q&A（仮訳）

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、2017年2月2日に韓国食品医薬品安全処によって公表された「遺伝子組換え食品等の表示基準 Q&A」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&seq=35509&sitecode=1&cmd=v>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

順 序

1. 今回改正される告示の主要内容は？.....	4
2. 遺伝子組換え DNA（タンパク質）が残存している原材料のみ、表示する理由は？.....	5
3. 消費者の知る権利のために、遺伝子組換え DNA が残存していない食品にも表示をしなければならぬものではないのですか？	6
4. 非遺伝子組換え食品（Non-GMO）表示を、大豆、とうもろこし等、遺伝子組換え食品の表示対象のみに行うことができるようにする理由は？	7
5. 非遺伝子組換え食品（Non-GMO）表示において非意図的混入値を認めない理由は？ .	8
6. GMO 表示対象はどのようにして決定されますか？	9
7. 表示義務者の範囲に、'食品接客業所'を追加しなかった理由は？.....	10
8. 表示免除書類である区分流通証明書または政府証明書以外に、これまで認められていた検査成績書が改正告示において削除されたが、その理由は？.....	11
9. GMO の安全性憂慮に対する世論を考慮して、非意図的混入値を現行の 3%から欧州水準である 0.9%に下げない理由は？	12
10. 行政予告案においては、遺伝子組換え農産物の栄養成分に差異が生じる場合、栄養成分をともに表示するようにはしていたが、これを削除した理由は？	13
11.加工助剤、賦形剤等を遺伝子組換え食品（GMO）表示対象から除外した理由は？	14
12. 原材料として見なさない賦形剤等が含まれた食品には、どのようなものがあるのですか？	15
13. 食用油、糖類等、検査不能により表示が除外される事例には、どのようなものがあるのですか？	16
14. 改正された告示は、いつから適用されるのですか？	17

※上記は、本レポート上でのページ番号です。原文のページ番号とは異なります。

1. 今回改正される告示の主要内容は？

- 今回改正（17.1.25）された「遺伝子組換え食品等の表示基準」は、遺伝子組換え食品の表示対象を、多く使用している 5 種類の原材料から、含有量の順序に関係なくすべての原材料に拡大しました。

- 主要内容は次のとおりです。
 - ① 遺伝子組換え食品の表示対象を、5 種類の原材料からすべての原材料に拡大
 - ② 活字のサイズを 10 ポイントから 12 ポイントに拡大*
 - * 主表示面または原材料名のすぐそばにかっこで表示
 - ③ 一般大豆またはとうもろこしを使用している食品には、Non-GMO 表示（非遺伝子組換え食品、無遺伝子組換え食品、Non-GMO、GMO-free）*が可能
 - * 表示対象原材料の含有量が 50%以上であるか、または第 1 順位で使用している食品に限るとともに、最終製品の非意図的混入値は認められない
 - ④ GMO として開発または承認されていないコメ・バナナ等には、Non-GMO（非遺伝子組換え食品等）の関連表示を禁止
 - ⑤ 高度の精製により遺伝子組換え DNA（タンパク質）が残存していない食用油、醤油、糖類等は、現行同様に表示除外

※食用油、醤油、糖類等にも遺伝子組換え食品であることを表示する表示制に対しては、利害当事者間において今後十分な議論過程を通じて社会的合意が形成されれば、表示を拡大する計画である

2. 遺伝子組換え DNA (タンパク質) が残存している原材料のみ、表示する理由は？

- 食用油、醤油、糖類等は、最終製品に遺伝子組換え DNA (タンパク質) が残存していない場合、表示に対して事実であるかどうかを確認することができません。
- ただし、今後 GMO 表示制に対して、利害当事者間の議論を通じて社会的合意が成り立つならば、拡大する計画です。

3. 消費者の知る権利のために、遺伝子組換え DNA が残存していない食品にも表示をしなければならないものではないのですか？

- 最終製品に遺伝子組換え DNA（タンパク質）が残存していない食用油、糖類等を表示するためには、「食品衛生法」が改正されなければならない事項であるため、今後、議論が必要な事項です。
- 今回改正する「遺伝子組換え食品等の表示基準」は、去る 2015 年 12 月 31 日、国会において通過した法律（食品衛生法第 12 条の 2 および健康機能食品に関する法律第 17 条の 2）の改正事項を反映して施行（2017.2.4）するものです。
 - * 「食品衛生法」第 12 条の 2 条文中、‘最終製品に遺伝子組換え DNA（タンパク質）が残存している主要原材料から原材料’に改正された事項を反映
- 現在は、改正された食品衛生法をまず施行（2017.2.4）し、消費者団体、学界、業界等、利害当事者と十分な議論過程を通じて社会的合意を構成した後、拡大の可否を決定することが望ましいです。

4. 非遺伝子組換え食品 (Non-GMO) 表示を、大豆、とうもろこし等、遺伝子組換え食品の表示対象のみに行うことができるようにする理由は？

- 当初、GMO として開発または承認されていないコメ、リンゴ、バナナ、オレンジ等に非遺伝子組換え食品 (Non-GMO) 表示を行うことになる場合、
- 消費者は、非遺伝子組換え食品 (Non-GMO) 表示をしていない農産物またはその加工食品を、GMO (遺伝子組換え食品) であるものと誤認・混同する素地があるため、表示*を行うことができなくなるようにしました。
 - * GMO 表示対象:国内において安全性審査を通過して輸入が許容された遺伝子組換え農産物 (大豆、とうもろこし、綿花、キャノーラ、テンサイ、アルファルファ) とその加工食品
- また、農産物に対する輸入依存度が高い国内の現実を考慮する時、国内製品よりも輸入製品が大きな恩恵を受け得るようになるとともに、当然の事実であるにもかかわらず、追加的な表示による費用の負担が発生することになります。

<諸外国 Non-GMO 表示許容の有無>

区分	韓国	日本	米国	欧州
Non-GMO 表示許容の有無	食品用として安全性審査承認された品目に限って認定 (6 種)	同左 (8 種)	GMO 表示規定がない	別途規定なし * 現在、EU レベルの統一された規定はない
Non-GMO 表示方法	非遺伝子組換え食品、無遺伝子組換え食品、Non-GMO、GMO-free *4 種類の表示に限定	‘遺伝子組換えではないものを区分流通した’等	GMO と全く関連のない製品等に Non-GMO 表示は不適切であると案内	

5. 非遺伝子組換え食品 (Non-GMO) 表示において非意図的混入値を認めない理由は？

- 非意図的混入値は、農産物の栽培・流通過程において、やむをえず GMO が混入し得る比率をいうものであって、国内においては GM 作物を栽培していないため、国産農産物に対して非意図的混入値を認める必要がないとともに、
- 輸入される場合にも GMO が全く入っていないことを立証する場合にのみ、Non-GMO 表示が望ましいものと判断されます。
- 今後、持続的な議論を通じて表示制度を改善するようにします。

<参考>諸外国の Non-GM 食品への非意図的混入値の認定可否

区分	韓国	日本	米国	欧州
Non-GMO 表示製品の非意図的混入値	0%	5%	別途規定なし	統一された規定はなし。ただし、自国の状況に応じて、認定範囲が異なっている * フランス (0.1%)、ドイツ (Non-GMO 表示ではない無・遺伝工学の表示を許容)

6. GMO 表示対象はどのようにして決定されますか？

- GMO 表示対象は、国内において輸入・流通・販売が可能な品目を選定しており、
- 国内に輸入・流通・販売が行われるためには、「食品衛生法」第 18 条に伴い、安全性審査を経て承認を受けなければなりません。
- 現在までに承認を受けているものは、‘大豆、とうもろこし、綿花、キャノーラ、テンサイ、アルファルファ’の 6 個の品目です。

7. 表示義務者の範囲に、'食品接客業所'を追加しなかった理由は？

- GMOとして入ってくる農産物（大豆、とうもろこし等）は、食用油、醤油、糖類等に加工されるため、消費者販売用として流通していません。
- また、流通する場合でも、食品接客業所は毎日使用する原材料等が異なって、毎回確認することが難しい点もあります。
- 従って、GMOとして販売されていない農産物に対する表示制の施行は、望ましくないものと判断しています。

8. 表示免除書類である区分流通証明書または政府証明書以外に、これまで認められていた検査成績書が改正告示において削除されたが、その理由は？

- これまで GMO 表示免除のために認められる書類には、‘区分流通証明書、政府証明書、検査成績書’がありましたが、
- 遺伝子組換え食品の厳格な表示管理のために‘区分流通証明書、政府証明書’を具備する場合にのみ表示免除が可能なように強化したものであり、これを具備できないか、もしくは遺伝子組換えの有無を確認することができない場合には、“遺伝子組換え食品”または“遺伝子組換え○○を含む可能性がある”等により表示しなければなりません。

9. GMOの安全性憂慮に対する世論を考慮して、非意図的混入値を現行の3%から欧州水準である0.9%に下げない理由は？

- 遺伝子組換え農産物の非意図的混入値は、国家別に農産物の生産条件および自給率に応じて異なった運営*が行われています。

* 欧州 0.9%、日本 5%、台湾・韓国 3%、オーストラリア・ニュージーランド 1%、米国未設定

- 非意図的混入値を低くすることは、国内農産物の自給率、Non-GMOの輸入物量確保の可否、消費者の便益と経済効果性の比較、外国の非意図的混入値認定比率等、綿密な検討が必要な事項です。

- 従って、国会、産業界、消費者および利害関係者との公聴会、「GMO表示制度検討協議体」等を通じた社会的合意が導き出されれば、それに従って推進するようにします。

10. 行政予告案においては、遺伝子組換え農産物の栄養成分に差異が生じる場合、栄養成分をともに表示するようにしていたが、これを削除した理由は？

- 当初、行政予告案においては、脂肪酸組成等、栄養成分に顕著な差異が生じる遺伝子組換え農産物の場合、強化されるか、もしくは含有される栄養成分をともに表示するようにした経緯があります。
- しかし、遺伝子組換え農産物は、食用油、醤油、糖類等に加工されるに伴い、市中においては消費者販売用として流通されておらず、遺伝子組換え食品表示において、すでに遺伝子組換えであることを表示するようになっているため、別途の栄養成分表示は不必要であると判断したものです。

11. 加工助剤、賦形剤等を遺伝子組換え食品（GMO）表示対象から除外した理由は？

- 遺伝子組換え食品（GMO）の表示対象が主要原材料から全ての原材料に拡大されたため、食品製造時、一時的に使用されるか、もしくは極微量使用された場合、遺伝子組換え食品表示は不合理であると判断して、表示対象原材料の範囲に、加工助剤、賦形剤、希釈剤、安定剤の用途に使用された物質*を除外しました。

*（加工助剤）GM 微生物により製造した酵素、（賦形剤、希釈剤・安定剤）特定成分もしくは香料等を固定化させる物質等

12. 原材料として見なさない賦形剤等が含まれた食品には、どのようなものがあるのですか？

- 加工助剤は、食品の製造・加工中、特定の技術的目的を達成するために意図的に使用される物質をいい、GM 微生物により製造した酵素等が該当します。

- 賦形剤（食品成分の均一性のために添加する物質）、希釈剤（食品の物理・化学的性質を変化させずに、その濃度を低めるために添加する物質）、安定剤（食品の物理・化学的変化を防止する目的で添加する物質）は、原材料（特定成分または香料等）を構成するために、やむをえず入る微量の成分であって、リンゴ香のように気体の香りを固定化させる用途に使用する場合等は、表示対象から除外しました。

13. 食用油、糖類等、検査不能により表示が除外される事例には、どのようなものがあるのですか？

- 熱処理、発酵、抽出、ろ過等、高度の精製過程により遺伝子組換え DNA 成分が残存していないため、検査が不可能な食用油、糖類等は、遺伝子組換え食品表示を除外しました。
- 遺伝子組換え食品表示が除外される品目には、‘食用油、糖類（ブドウ糖、果糖、アメ類、糖シロップ類、オリゴ糖類）、醤油、変成デンプン、酒類（ビール、ウイスキー、ブランデー、リキュール、一般蒸留酒、その他酒類等）’があります。

14. 改正された告示は、いつから適用されるのですか？

- 今回改正された「遺伝子組換え食品等の表示基準」告示（告示第 2017-7 号、'17.1.25）は、2017 年 2 月 4 日から施行されるとともに、告示施行以後に製造・加工または輸入される遺伝子組換え食品等（船積日基準）に適用されます。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品の輸出拡大の参考とすることを目的に本調査を実施しました。
ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった

その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等ございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afc/kr_gmo_qa/)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：韓国 遺伝子組換え食品等の表示基準 Q&A（仮訳）】

韓国 遺伝子組換え食品等の表示基準 Q&A (仮訳)

2017年3月作成

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載